

公立大学法人和歌山県立医科大学役務の提供等の契約に係る簡易公開調達 の取扱基準

(令和8年4月1日以降実施分)

第1 目的

この基準は、公立大学法人和歌山県立医科大学（以下「法人」という。）が発注する役務の提供等の契約に係る簡易公開調達を実施するに当たり、必要な事項を定める。

第2 対象業務

この基準の対象となる業務（以下「対象業務」という。）は、原則として当該契約の予定価格が随意契約の限度額（*1）以下である参加資格要綱の別表（*2）による業務種目「大分類1から21」の業務とする。

第3 簡易公開調達の方法

対象業務については、原則として簡易公開調達を実施する。ただし、公立大学法人和歌山県立医科大学会計規則第30条第3項第1号から第3号まで又は第4項の規定に該当する場合は、簡易公開調達の方法以外の随意契約によることができる。

また、簡易公開調達は、対象業務の調達の手続及び内容を法人ホームページに掲載した上、見積書を提出させて落札者（随意契約の相手方）を決定する方法により実施する。

第4 簡易公開調達の参加条件

簡易公開調達に参加できる者は、法人又は和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る入札参加資格者名簿に登録されている者（入札参加資格の停止中の者を除く。以下「名簿登録業者」という。）のうち、原則として県内に本店を有する者（以下「県内業者」という。）とする。なお、簡易公開調達の参加条件としては、条件付き一般競争入札取扱基準の別表（*3）に定める対象業務ごとの人材要件及び実績要件は原則として適用しないものとする。ただし、その簡易公開調達の必要に応じて、人材要件又は実績要件において規定された項目をその簡易公開調達の参加条件の技術要件等として加えることについてはできるものとする。

第5 地域条件

簡易公開調達の地域条件については、県内業者の優先を原則として、その簡易公開調達の実施の都度、定めるものとする。

なお、県内業者だけでは、参加業者数が少なく競争性を確保できないと見込まれる業務（当該契約に係る業務種目に登録されている名簿登録業者のうち、県内業者が原則として5者未満のもの）又は履行が困難と見込まれる業務（当該契約に係る技術要件、仕様等が著しく参加業者を少なくすると見込まれるもの。以下同じ。）については、県内に支店等を有し、かつ、その長を代理人として選任している名簿登録業者（以下「準県内業者」という。）も簡易公開調達に参加させることができるものとする。

また、県内業者に準県内業者を加えてもなお参加業者数が少なく競争性を確保できないと見込まれる業務（当該契約に係る業務種目に登録されている名簿登録業者のうち、県内業者及び準県内業者が原則として5者未満のもの）若しくは履行が困難と見込まれる業務又は法人が発注する頻度が極めて少ない特殊な業務（新規開発業務、全国規模の大規模イベント関連業務等県外業者の実績、経験等が特に有用と見込まれるもの）については、県外業者（県

内業者及び準県内業者以外の名簿掲載業者をいう。)も簡易公開調達に参加させることができるものとする。

第6 適用

この取扱基準は、令和5年11月1日以降に実施する簡易公開調達について適用する。

- (*1) 公立大学法人和歌山県立医科大学契約事務取扱規程の別表に規定する随意契約の限定額（工事又は製造の請負契約は400万円、物品の借入れ契約は150万円、その他の契約は200万円等）
- (*2) 公立大学法人和歌山県立医科大学物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱の別表2「役務の提供等の契約に係る業務種目一覧表」
- (*3) 「公立大学法人役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札の取扱基準」の別表（第4関係）